

<p>国鉄改革完遂！      当たり前の労働運動を      前進させよう！      JR 東海労に      結集しよう！</p>	<p>J R      東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部      〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地      N T T 054-284-3608      発行責任者 半場弘恭      2020 年 8 月 10 日 No.2</p>
--	-------------------------	-----------	---

# 申第2号規程の訂正時間に関する再申し入れ提出 規程訂正は自己の時間で超勤が実態！ サービス労働撲滅を目指そう！

地本は、8月7日会社に申第2号規程の訂正時間に関する再申し入れを行いました。これまで地本の「規程の訂正時間に関する申し入れ」に対して会社は、団体交渉を開催せず「言い逃れ＝机上の空論」としか言いようのない返答をしています。JR東海労は、規程の訂正作業がサービス労働となっている実態を放置することはできないという立場から、組合員が自己の時間でやらざるをえなかった事実のもと超勤申請をし、その一部を会社は認めました。また、訂正後の確認を指導訓練内で行うようになりました。しかし、そもそも規程の訂正は会社が責任をもって行うべきであり、またそのための時間を労働時間でしっかり確保すべきです。

JR東海労は、サービス労働撲滅を目指して取り組みます。

## 申第2号の要旨

- 準備時間で具体的に何をやるのか？やらなければならないのか？を明らかにすること。
- 出勤時刻の遅くても30分前に出勤している現状がある中、規程の訂正を行うためにそれ以前に出勤することは、新たに超勤になると考える。会社の見解を明らかにすること。
- 会社が「期間内に訂正することが望ましい」としているが、期間内に規程の訂正がされなくても問題はないのか？会社の見解を明らかにすること。
- 会社は「折り返し加算時間で訂正できる」などとしているが、当直の前で訂正作業を行い、管理者はそれを見ている事実を会社は把握しているのか明らかにすること。
- 携帯品の整備に該当し、当該時間に行うべきとしているが、その根拠を明らかにすること。
- 訂正したかどうかの確認を訓練で行うようになったことの経緯を明らかにすること。
- 規程は、会社が責任を持って訂正すべきではないのか？会社の見解を明らかにすること。
- 会社は、労働協約に基づき団体交渉を開催すること。

